

総務厚生常任委員長報告

審 査 日	令和8年9月7日～10日
出席委員	金子 恵 堤 理志 堀 真 下町 純子 西田 健 浦川 圭一 西岡 克之
説 明 員	関係所管管理職並びに職員

議案第63号 長与町印鑑条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

国の印鑑登録証明事務処理要領及び入管法等の改正に伴い、漢字圏の外国人住民のうち本国における公的な身分証明書において、氏名に漢字が使用されないものについて、氏名のカタカナ表記やその一部を組み合わせたもので表された印鑑でも登録できるよう要件を緩和するもの。また、マイナンバーカードの機能を備えた特定在留カード及び特定特別永住者証明書により、窓口やコンビニで印鑑登録証明書の交付を受けられるようにする。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：特定在留カード及び特定特別永住者証明書の運用開始から本条例の施行までの間、これらのカードによる窓口及びコンビニでの印鑑登録証明書の交付をどのように取り扱ってきたのか。また、利用できなかった事例や問い合わせはなかったのか。

答弁：特定在留カードを所持する方は7人いるが、印鑑登録をしている者はいない。また、特別永住者証明書を所持する方は6人いるが、特定特別永住者証明書へ更新した方はいないため、窓口等での問い合わせやトラブルは生じていない。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第64号 長与町家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

国の関係法令の改正等を踏まえ、満3歳以上の児童のみを対象とする新たな小規模保育事業について、設備や職員配置、連携する保育所等に関する基準を定めるとともに、医療的ケアや発達支援に対応するため、一定の要件を満たす特定理学療法士等を保育士の配置基準に算入できるようにするものである。また、子どもへの性暴力を防止するため、事業者に対し、従事者の性犯罪歴の確認のほか必要な措置を義務付けるものである。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：なぜ満3歳以上の児童のみを対象とする小規模保育事業を設けるのか。

答弁：国の意図としては待機児童対策であり、対象を一定の範囲にすることで、運営団体等が参入しやすくすることが目的であると理解している。現在、本町では既存の保育施設で対応できている状況である。

質疑：理学療法士等をみなし保育士とする場合、保育士と同等の子どもに対する専門性がなくても、安全な保育ができるのか。

答弁：児童と一対一で保育する環境ではなく、保育の知識を有する保育士と心理学を学ぶなど一定の要件を満たした子どもへの理解がある理学療法士等が、協力して保育を行うことで、安心して預けられる環境を整えることができると考えている。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第65号 長与町特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

国の関係法令の改正等を踏まえ、満3歳以上限定小規模保育事業の創設に伴う規定の整備と、国の基準である内閣府令に合わせて規定の整理を行うものである。事業の内容及び施行期日は、議案第64号と同じ趣旨である。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第66号 長与町乳児等通園支援事業の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

乳児等通園支援事業、いわゆるこども誰でも通園制度の実施者に対する認可等を行うに当たり、設備及び運営に関する基準について、議案第64号と同様に、こども性暴力防止法の施行に伴う規定の整備を行うもの。なお、施行日をこども性暴力防止法及び基準内閣府令の施行期日である令和8年12月25日としている。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：乳幼児は被害や違和感を十分に伝えることが難しい。今回の改正により、不適切な行為を早期に把握する体制をどのように強化するのか。

答弁：面談やアンケート、職員研修など、早期把握と安全確保のための体制を整備する。国から提供される研修資料も活用し、職員の認識を深めていく。

質疑：こども誰でも通園制度が民間施設に広がった場合、犯罪事実確認や研修、相談体制、情報管理について、町はどのように指導するのか。

答弁：こども性暴力防止法の中で、幼稚園や認可保育所、認定こども園などは、もともと犯罪事実確認を義務付けられる事業者である。各事業者が保育士等の犯罪歴の確認、教育を行い、従事させることとなる。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第67号 長与町国民健康保険条例及び長与町後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

国民健康保険及び後期高齢者医療における新型コロナウイルス感染症に係る傷病手当金の請求期限が令和8年11月10日であることから、両条例の当該傷病手当金に関する条文を削除するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第68号 長与町駐車場条例の一部を改正する条例

【提案理由・主な内容】

長与町駐車場は、これまで機械化に伴う初期費用や、管理業務を担ってきたシルバー人材センターへの配慮などから、有人管理を続けてきた。しかし、管理人費用を含む運営経費が増加していることに加え、令和6年度の利用者アンケートでは、無人化に6割以上、電子決済サービスの導入に約8割、24時間営業に約5割の賛成意見があった。このため、持続可能な駐車場運営と住民サービスの向上を図るため、無人精算機を導入するものである。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：無人精算機の借上料は月額37万4,000円だが、今回改定する時間駐車料金や月極料金による収入は、どれくらいを想定しているのか。

答弁：令和7年度の嬉里駐車場の収入は約740万円である。料金を30分50円から1時間100円に切上げ、夜間の入出庫、年末年始の営業により年間約70万円の増額を見込み、年間約810万円、月額にすると約67万8,000円の収入を見込んでいる。

質疑：クレジットカード、電子マネー、QRコードが使えるようになるが、現金も使えるの

か。また、商店街で短時間買物をする利用者のために、30分50円を継続できなかったのか。

答弁：あらゆる年代の方に対応できるよう、紙幣及び硬貨による現金決済に対応した釣銭付きの精算機を導入する。細やかな時間刻みの30分設定については、精算操作が複雑になることや、50円硬貨の補充、回収の頻度が増え、維持管理コストを押し上げるため、60分100円に改定する。

質疑：深夜に車を出し入れする際に不具合があった場合、どう対応するのか。また、無人化後の日常的な点検体制は、どのように考えているのか。

答弁：24時間365日対応のコールセンターにつながるインターホンを設置し、約60分以内に駆けつける体制とする予定である。防犯カメラを複数台設置するとともに、運用開始当初は職員も週に数回巡回し、適正かつ円滑な維持管理に努める。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第72号 令和8年度長与町一般会計補正予算（第4号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ1億8,158万8千円を追加し、補正後の総額を歳入歳出それぞれ170億6,745万3千円とするもの。

企画財政部では、地方税法の改正により、自動車税及び軽自動車税の環境性能割が令和8年3月末で廃止されたことから、環境性能割交付金650万円を全額減額するとともに、軽自動車税環境性能割493万3,000円を減額、これらの減収分の補填などを含む地方特例交付金については、交付額の確定に伴い増額するものである。

また、令和8年度普通交付税の交付額決定に伴い、1億6,520万8,000円を増額し、財源調整のため、これまで取り崩していた財政調整基金の一部を繰り戻すものである。歳出では、普通交付税のうち臨時財政対策償還基金費相当分を減償基金に積み立てるものである。このほか、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金123万2,000円を、食事提供ボランティア物価高騰対策補助金及びブランド商品生産対策事業補助金に充当するものである。

総務部では、令和8年6月の大雨により、役場西側玄関ポーチタイル内に水が侵入し、地面の一部が浮き上がって通行に支障を来している箇所の修繕、及び公用車が車庫のシャッター支柱に接触し、開閉できなくなったことに伴う修繕のため、修繕料114万4,000円を増額するものである。また、戸籍附票旧字及び氏名の振り仮名記載に係るコンビニ交付システム改修業務について、国庫補助金162万8,000円が充当されることから、同額を一般財源から国庫支出金へ財源組替するもの。なお、補助率は100%である。

住民福祉部では、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金を活用し、物価高騰に伴う経済的負担が大きくなっている子ども、高齢者、障害者などを対象に会食・配食サービスを行う団体に対し、食事提供数や弁当代の物価上昇分を基に算定した補助金を交付するものである。このほか、県の「いきいきシニア活躍応援事業」を活用し、非会員も参加できるイベン

トを開催する老人クラブ連合会に補助を行うもの。また、戸籍附票への旧字及び振り仮名記載に係るコンビニ交付システム改修業務が国費の対象として承認されたことから、社会保障・税番号制度システム整備費補助金162万8,000円を増額するものである。

健康保険部では、ホンテラッセ長与について、当初予算に計上していなかった業務用エアコンの定期点検など、必要な保守・法定点検項目が判明したことから、施設保守・管理委託料を増額するとともに、人件費の上昇に伴う施設警備委託料の不足分を補正するもの。

また、介護保険保険者機能強化推進交付金の内示に伴い、介護保険特別会計からの繰入金を減額するものである。また、介護保険特別会計の保険事業勘定とサービス事業勘定の財源を再検討した結果、一般会計から介護保険特別会計への繰出金を増額するものである。

以上の説明があった。

【主な質疑】

企画財政部

質疑：環境性能割の廃止に伴う減収分について、国による補填は今後も継続されるのか。

答弁：国の通知では「当面の間」とされており、当面は減収分が補填されるものと考えている。

総務部

質疑：突発的な修繕について、既定予算の執行残などを活用し、速やかに対応することはできなかったのか。

答弁：庁舎管理経費の修繕料として350万円を計上しているが、最近、トイレや配管の詰まりなどの故障が多く、既定予算での対応が困難なため増額補正を計上した。

住民福祉部

質疑：食事提供ボランティア物価高騰対策支援補助金の補助対象となる団体数と、補助により物価高騰分をどの程度補うことができるのか。

答弁：町が把握している対象団体は5団体であり、新たに配食サービスを予定している団体は聞いていない。物価高騰により利用者の負担額を引き上げざるを得ないとの相談を受け、サービスを受ける方の負担を増やさずに活動が継続できるよう補助するものである。物価高騰分の全額を補うものではないが、一定の負担軽減につながると考えている。

健康保険部

質疑：介護保険特別会計の財源を一般会計からの繰入金に変更する理由は何か。また、今回限りの措置なのか、今後も一般会計の負担が続くのか。

答弁：当初見込んでいた交付金を財源として充当できないことが判明し、これまで活用していた寄附金もなくなった。サービス事業勘定は、収入がほぼ横ばいである一方、人件費などの支出増加が見込まれる。また、会計の独立の原則により、保険事業勘定の財

源をサービス事業勘定に充てることができないため、一般会計から繰り入れるものである。国によるサービス事業の歳入部分の見直しがない限り、今後も続くと考えている。

質疑：同様の一般会計からの繰り入れは全国的にも行われているのか。また、制度の見直しを国に求める考えはないのか。

答弁：全国的に調査したところ、ほとんどの自治体が一般会計から繰り入れている状況である。現時点では、町村会や県を通じた要望、全国的な制度見直しの動きは把握していない。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第73号 令和8年度長与町国民健康保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ4,768万6千円を追加し、補正後の総額を40億3,366万3千円とするもの。歳入では、県補助金として、子ども・子育て支援制度改正に伴うシステム改修に係る特別調整交付金を計上、繰越金は前年度決算により確定した繰越額を計上。歳出では、同制度改正に伴う国保ライン及び調整交付金システムの変更委託料を計上し、その財源に県補助金を充当する。また、基金積立金は、繰越金4,734万円を積み立てるものである。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：システム変更委託料の具体的な内容は何か。

答弁：令和8年度から始まる子ども・子育て支援金制度に対応するため、国保事業報告システムを変更するもの。対象業務は、保険税の世帯軽減額の計算、未就学児均等割及び産前産後保険料免除であり、入力画面や帳票の追加、エラーチェック処理、提出データの入出力処理を行うものである。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第74号 令和8年度長与町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

【提案理由・主な内容】

既定の予算総額に歳入歳出それぞれ192万円を追加し、補正後の総額を8億3,843万5千円とするもの。歳入では、前年度決算により確定した繰越金192万円を計上。歳出では、前年度からの繰越金のうち、出納整理期間中に収納した前年度分の保険料を長崎県後期高齢者医療広域連合へ納付するため、後期高齢者医療広域連合納付金192万円を計上するもの。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第75号 令和8年度長与町介護保険特別会計補正予算（第2号）

【提案理由・主な内容】

保険事業勘定の既定の予算総額に歳入歳出それぞれ2億8,573万8千円を追加し、補正後の総額を36億8,877万4千円とするもの。介護サービス事業勘定では、財源調整を行う。保険事業勘定の歳入は、令和7年度分の各交付金の確定、今年度の内示額変更及び前年度からの繰越金の確定に伴う補正である。歳出は、介護予防・生活支援サービス事業費の財源組替、国・県負担金等の確定に伴うもの、及び繰出金を調整する。また、決算剰余金は、ここ数年、全額を予備費に計上していたが、他自治体の状況や法令等を確認し、今年度は全額を介護給付費準備基金に積み立てる。介護サービス事業勘定では、保険事業勘定繰入金を減額し、前年度決算の確定に伴う繰越金及び一般会計繰入金により財源を調整する。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、全会一致で可決すべきものと決した。

議案第78号 令和7年度長与町一般会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

歳入決算額は178億3,092万1,640円で、前年度比4.6%の増加。歳出決算額は167億4,183万7,001円で、前年度比5.1%の増加となった。歳出では、小中学校のタブレット更新や情報システムの標準化・共通化事業などにより物件費が増加した一方、高田南土地区画整理事業の一括施工終了に伴い、繰出金が減少した。歳入歳出差引残高は10億8,908万4,639円で、翌年度へ繰り越すべき財源を差し引いた実質収支額は8億431万3,000円となった。令和8年度への繰越額は3億9,431万3,639円。経常収支比率は91.9%で、前年度より0.1ポイント改善したものの、引き続き財政の硬直化が続いている。以上のほか、地方債残高や健全化判断比率などの説明を受け、所管ごとに事項別明細書に基づく詳しい説明を受けた。

【主な質疑】

企画財政部

（財政課）

質疑：経常収支比率は91.9%で、国が示す80%を超え、90%前後で推移している。
その要因は何か。

答弁：経常的経費が大きくなっていることが要因である。特に人件費、扶助費、公債費などの義務的経費は年々増加し、これらの比率は50%前後を占めている。物件費も物価高騰や賃金水準の上昇で増加しており、一般財源が少ない中では比率が高くなる。

（政策企画課）

質疑：県内のほとんどの自治体が地域公共交通計画を策定している中、本町はいつごろから策定に取りかかるのか。

答弁：県内で策定していないのは、長与町と時津町の2町である。確定的なことは言えないが、来年度から計画策定の前段となる調査・分析などに取り組みたいと考えている。

質疑：モビリティ人材育成事業を終え、今後どのような取り組みにつなげていくのか。

答弁：嬉里中央自治会が地域住民主体の移動支援に取り組むこととなり、今年度、自治会を中心に、職員も議論に加わりながらモデルケースの立ち上げを進めている。今後はこの取り組みを周知し、ほかの自治会やコミュニティー、各種団体への展開を進めたい。

（税務課・収納推進課）

特記すべき質疑はなかった。

総務部

（総務課）

質疑：選挙事務では、職員が日をまたいで長時間勤務することもある。働き方改革や経費削減の観点から、勤務時間の短縮や負担軽減を検討する考えはあるか。

答弁：選挙の時期が決まっている場合は早めに準備できるが、突然の解散など予定外の選挙では直近に事務が集中する。大幅な業務軽減は難しいが、他の選挙管理委員会の事例や方法を研究し、事務の軽減に努めたい。

質疑：平和祈念デジタルコンテンツ制作事業について、デジタルパンフレットの閲覧件数を把握しているか。また、学校教育や社会教育で活用されているか。

答弁：令和7年8月8日にホームページへ掲載し、7月時点の閲覧件数は437回である。ホームページのほか、駅のコミュニティホールで開催した原爆展でも公開した。学校教育との連携については、現在のところ教育委員会と調整していない。

（契約管財課）

質疑：遺品整理業務委託料は何のための経費か。また、町が財産を受け取ることで、処分費や解体費などの支出が財産価値を上回り、町民の不利益となる可能性もある。今後の受入れについて、何らかの基準が必要ではないか。

答弁：相続人がいない方から、亡くなった後に全財産を町へ寄贈するとの申し出があり、残された住宅内の遺品を撤去した経費である。土地と建物は町名義となっており、今年度、公売する予定である。今回は土地・建物、預貯金などを含め約1億2,000万円の遺産があったが、今後、支出が上回る場合も考えられるため、損益を見極めながら総合的に判断していきたい。

（地域安全課）

質疑：さくら野西とさくら野東の交流センターは、建設時期に多少の違いはあるものの、同一規格で設計・監理を同時発注し、コストを縮減することはできなかったのか。また、西交流センターの設計図を東交流センターに流用し、新たな設計業務委託料が発生しない方法は取れなかったのか。

答弁：さくら野西地区は既に自治会が設立され、早急に集会所を整備する必要があったが、東地区はまだ供用が開始されていなかったため、時期を分けて整備する必要があった。建物はほぼ同じ造りだが、土地の形状が異なるため、それぞれの条件に合わせて積算して図面を作成する必要があるため別々に発注した。なお、入札の結果、設計は西・東とも同じ業者が落札している。

（情報政策課）

質疑：窓口キャッシュレス決済サービスの利用率は10%だが、町として今後の目標値を設定しているのか。

答弁：現時点で目標値は設定していない。利用者の利便性が最も重要である。示している利用率は令和7年10月からの半年間の実績であり、今後、サービスが浸透することで徐々に高まると考えている。

（秘書広報課）

特記すべき質疑はなかった。

住民福祉部

（高田保育所）

質疑：物価高騰は今後も続くのではないかと。将来的に副食費の予算は同額程度では厳しいと思うが、今後必要な予算を要求していったらどうか。

答弁：現在、1日当たり1人270円程度で提供しているが、保護者から徴収している副食費だけでは賄えていない。歳入の副食費は、公定価格で決まっている金額を保護者から徴収している。物価高騰による不足分は、一般会計から補填している状況である。

（こども政策課）

質疑：令和7年度の虐待関係の相談状況など、どのような状況になっているか。

答弁：昨年度の虐待相談件数は、子どもの数で42件、世帯数では22世帯。最も多かったのは心理的虐待の31件、次に多かったのが身体的虐待の11件であった。性的虐待やネグレクトの新規相談はなかった。このほか、保護者の養育に関する困り感や発達障害など子どもに対する養護相談が39件あり、障害相談、育成相談などを合わせて、新規相談は合計98件であった。

質疑：病児保育、病後児保育について、現在どのような状況になっているのか。

答弁：令和8年3月24日で町内の病児保育施設が閉鎖されたため、現在は時津町日並郷にある病児保育施設を利用してもらっている。町内に施設がないことで、利用者は困っていると思う。現在、関係機関と協議を重ねており、時期はまだ示せないが開設に向

けた準備を進めている。

質疑：第2子、第3子の保育料無償化については物価高騰対応交付金を活用しているが、交付金が今後いつまで続くか分からない。現在の無償化を継続する場合、年間どのくらいの一般財源が必要になると見込んでいるのか。

答弁：対象人数の大幅な増減は考えにくいので、今後も一般財源から約6,000万円が必要になると見込んでいる。

（住民環境課）

質疑：し尿処理は454件、約5,500万円の支出に対し、手数料収入は約550万円にとどまっている。歳入と歳出に大きな差がある中、手数料を上げる考えはないか。

答弁：利用世帯には、下水道への接続や浄化槽への切替えが困難な方、低所得の方もいるため、近年の物価高騰などの社会情勢を考慮し、現時点では増額を検討していない。一方、収入は経費の約10%であり、処理経費も増加しているため、現状を分析し、手数料改定の必要性を研究していく。

質疑：省エネ家電とLED照明の購入補助は、受付開始から2カ月で予算上限に達しており、まだ需要があると思う。今後も事業を継続する考えはないか。

答弁：国の交付金や町の財政、事業の優先度にもよるため、令和9年度以降の実施は未定である。国の交付金があれば、積極的に活用できるよう研究していく。

質疑：自治会加入率の低下により、資源ごみの拠点回収が難しくなっている地域があるのではないか。

答弁：自治会役員の負担が増えているとの話は聞いており、回収を月1回から2カ月に1回にしてほしいという要望もあった。利用者の利便性や助成金の問題から、現在は毎月実施している。今後の方向性については、保環連の会議の中で随時協議していきたい。

（福祉課）

質疑：ふるさと長与応援寄附金のうち、「ぬくもりのある福祉の地域づくり」への寄付は、どのような事業に充当したのか。

答弁：寄付額は2,542万6,000円である。地域福祉ボランティア基金助成金、福祉団体育成補助金、高齢者交通費・健康づくり助成金、緊急通報システム業務委託料の一部に充当するとともに、地域福祉ボランティア基金への積立てを行った。

質疑：行旅死亡人等取扱委託料は何人分か。今後、増えた場合も町が対応することになるのか。

答弁：令和7年度は1人分である。過去の状況では年間1人程度だが、高齢者の増加に伴い、今後増える可能性もある。身寄りがいない場合は、町で対応していく。

健康保険部

（健康保険課）

質疑：令和7年度予算の審査では、健康ポイント事業をスマートフォンのアプリへ移行していきたいとの答弁があった。令和7年度決算を踏まえ、町の想定どおりに事業が

進んでいるのか。

答弁：県の健康づくりアプリ「歩こーで！」を活用したポイント事業の参加者は、年々着実に増えている。もともと健康に関心のある方の参加が多いが、楽しみながら取り組むことで、健康意識がさらに高まる効果があると認識している。

質疑：健康ポイント事業は、町が歩数計を貸し出し、歩数に応じてポイントを付与する事業として始まったと記憶している。現在は県の事業と一体化したということか。

答弁：町の健康ポイント事業は平成30年度に開始し、当初は町が歩数計を貸し出して、歩数に応じたポイントを付与していた。当時は参加期間を3年間に限定していたほか、歩数計の経年劣化や故障などの課題もあった。このため事業を見直し、県が導入した健康づくりアプリ「歩こーで！」を活用する形に改め、令和5年度からアプリによる事業を実施している。

（介護保険課）

質疑：諸手当約66万円、共済費約55万円、繰出金約3,400万円などの不用額が生じている。人件費や会計年度任用職員に係る経費などは、年度末までに補正予算で調整できないものなのか。

答弁：正規職員の人件費なども含まれている。当初予算は年度当初に必要と見込んだ額を計上し、支出済額は令和7年度の実績額となるため、その差額が不用額として生じる。こうした不用額は毎年度発生している。

（会計課）

質疑：マイナス金利政策の解除など、金融情勢が変化している。今後、町の資金運用について、何らかの方針や対策を考えているのか。

答弁：歳計内の現金は日々出入りするため、普通預金で管理しており、定期預金や有価証券での運用は難しい。一方、財政調整基金などの基金は、年度途中の出し入れがほとんどないため、複数の金融機関と交渉し少しでも有利な条件を選び半年または1年の定期預金で運用している。

（議事課）

（監査事務局）

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決した。

議案第79号 令和7年度長与町国民健康保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

令和7年度国民健康保険特別会計は、歳入38億7,523万307円、歳出38億2,788万9,804円。歳入歳出差引額4,734万503円を翌年度へ繰り越した。被保険者数の減少により、国保税収入及び保険給付費は減少した一方、県への国民健康保険事業費納

付金は前年度比3.9%増となった。財源調整のため財政調整基金から1億4,000万円を取り崩し、年度末基金残高は4億3,442万円となった。今後も基金を計画的に活用し、国保税の急激な負担増の緩和を図る。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：令和6年度と比べて、令和7年度は会計年度任用職員の期末・勤勉手当が計上されていない。これはどういった理由か。

答弁：雇用されていた人の勤務日数が減ったため、期末手当等がなくなっている。

質疑：督促が2,100件余りある。納期限までに支払えないという実情があると思うが、要因は何か。

答弁：想定以上の国保税で、すぐに支払うことが難しい人がいる一方、納付を忘れている人もいる。口座振替キャンペーンにより、督促の発生防止に努めている。

慎重に審査した結果、全会一致で認定すべきものと決した。

議案第80号 令和7年度長与町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

令和7年度後期高齢者医療特別会計は、歳入7億9,431万2,206円、歳出7億9,239万1,456円。歳入歳出差引額は192万750円となった。平均被保険者数は6,572人で、その増加に伴い、保険料収入は前年度比8.23%、広域連合納付金は6.4%増加した。保険料収納率は、現年度分99.88%、過年度分37.97%、合計99.81%。また、子ども・子育て支援金制度の創設に伴うシステム改修などを行った。

以上の説明があった。

【主な質疑】

特記すべき質疑はなかった。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決した。

議案第81号 令和7年度長与町介護保険特別会計歳入歳出決算の認定について

【提案理由・主な内容】

令和7年度末の第1号被保険者は1万1,774人、うち要支援・要介護認定者は1,917人で、認定率は16.3%となった。保険事業勘定は、歳入34億462万6,237円、歳出31億5,378万5,008円で、いずれも前年度を上回った。介護保険料収入は約7億8,021万9,200円、収納率は99.75%であった。介護サービスの給付に加え、介護予防・生活支援、在宅医療・介護連携、認知症支援、地域ケア会議などの地域支援事業を実施した。また、介護サービス事業勘定では、要支援者等のケアプラン2,666件及び介護

予防ケアマネジメント1,924件を作成、このほか必要な経費について保険事業勘定からの繰入れにより財源調整を行った。

以上の説明があった。

【主な質疑】

質疑：介護認定審査の結果について、認定結果に対する不服や介護度に対する意見などは出していないのか。

答弁：事故や事件などのトラブルにはなっていないが、介護度が違うのではないかという意見はある。その場合は介護度の変更の申請をしてもらい、介護度が変わる場合もある。

質疑：一般介護予防事業評価業務委託について、評価結果は出ているのか。

答弁：令和7年度から開始した委託事業の一環で、町の介護予防事業を分析するものであり、3月末に結果を受け取っている。分析では、軽度の要支援者や事業対象者、一般介護予防事業の参加者は、生活不活発に起因する状況にある方は健康で自立した状態に戻り、このほか心身の状態を維持する余力がある人が多いとの結果が出ている。

慎重に審査した結果、賛成多数で認定すべきものと決した。